

市民と市の協働事業における宝塚市 委託契約ガイドライン 修正箇所及び理由一覧

該当箇所	修正前	修正後	修正理由
5p 5-(2)-ア	協働においては各主体が企画から参画し、協力して進めていくことが大切です。 <u>プロポーザル方式や特名随意契約により契約を行う場合、双方が協議しながら事業内容(仕様)を決めていくことができます(※)</u> 。協働の効果を最大限に発揮するためにも、対話を大切にし、十分に意見交換を重ねながら仕様を決めていきましょう。	協働においては各主体が企画から参画し、協力して進めていくことが大切です。 <u>事業内容は、協働の効果を最大限に発揮するためにも、対話を大切にし、十分に意見交換を重ねながら決めていきましょう。市は、意見交換の内容を踏まえて仕様書を作成しましょう。</u>	・市民と市が対話しながら事業内容を検討していく中でも、仕様書の最終的な決定は市において責任を持って行う必要がある。修正前の表現では双方で最終的な仕様を決めると誤解される恐れがある。
5p 5-(2)-ア	※ プロポーザル方式の場合は、企画提案内容について市で審査を行ったうえで選定された候補者と協議をし、仕様書を作成していきます。	【削除】	上記修正に伴い「プロポーザル方式」の文言が無くなるため、削除する。
6p 5-(3)	必要な経費を適切に積算することで、事業の中で市民の専門的知識・経験・技術などを十分に発揮してもらうことにつながり、結果として、事業の効果が高まることが期待されます。市は事業費を積算する際、市民が適切に事業を遂行できるよう、下記のア・イを参考に必要な全ての経費を算入しましょう。	<u>定めた仕様書を元に、必要な経費を適切に積算することで、事業の中で市民の専門的知識・経験・技術などを十分に発揮してもらうことにつながり、結果として、事業の効果が高まることが期待されます。市は事業費を積算する際、市民が適切に事業を遂行できるよう、下記のア・イを参考に必要な全ての経費を算入しましょう。</u>	より丁寧な説明文書とするため、追記する。